



中野市プレスリリース 2025 年 6 月 4 日

奨学金返還支援事業補助金

市内の企業等の人材確保並びに若者の移住および定住の促進を図るため、下記のとおり補助金を新設しました。

1 対象となる奨学金

日本学生支援機構、都道府県および市町村が貸与する奨学金 など

2 補助対象者

- ・ 4 月 1 日以降に市内の企業などに就職した方
- ・ 対象となる奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- ・ 市内に住所を有し、5 年以上定住する意思のある方
- ・ 申請する年度の 3 月 31 日時点で 30 歳未満の方 など

3 補助金額及び補助期間

申請期間の前年中に返還した奨学金額の 2 分の 1 以内とし、月の補助上限額は 1 万円で、最大 60 月まで支援します。

4 申請期間

1 月 1 日から 2 月 28 日で、毎年度の申請が必要です。

詳しくは、下記担当課へお問い合わせください。

中野市経済部商工観光課ちょうどいい田舎暮らし推進係
(課長) 池田 (担当) 黒崎
電話 0269-22-2111 (内線 256)
FAX 0269-22-5924
E-mail chodoii@city.nakano.nagano.jp